

定形節の意味分析

中 野 弘 三

0. 序

節の意味特性についての研究でこれまでに最も注目すべき研究は、叙実節(factive clause)―非叙実節(non-factive clause)の区別を提唱した Kiparsky and Kiparsky (1971)であるが、本稿は非叙実節である定形節に焦点を当てて、その意味特性について考察する。非叙実節である定形節には、叙実節や I told him *to go away.*/ I demanded that *he go away.* のような非定形の非叙実節とは異なった意味特性を持つことを指摘し、その意味特性に基づいて、これまでの研究では指摘されていない英語の定形節の幾つかの特徴が説明できることを論じる。

1. 定形節と名詞句の比較

定形節の意味分析を始める前に、名詞句の意味特性をまず見ておくことにしよう

- (1) I saw the dog. [指示的(referential)用法]
- (2) a. I saw a dog. [特定の(specific)用法]
- b. I want to keep a dog. [不特定の(non-specific)用法]

the/a dog のような名詞句の場合は dog という名詞が「犬」という意味を持ち、これが名詞句の指示する個体の属性を表し、一方、冠詞が当の個体の指示上の特性を表す。冠詞が表す指示上の特性とは次のようである。定冠詞の付いた(1)の指示的用法の the dog は、文の内容とは無関係に話者、聴者ともに同定(identify)できる、現実の世界に存在する特定の犬を指示する。これに対し、不定冠詞を伴う(2a)の特定の用法の a dog は、話者にはその存在をあらかじめ確認されている特定の犬であるが、聴者にはこの文の発話によってその存在が初めて伝達される(したがって同定できない)犬を表す。(2b)の不特定の用法の a dog は、現実の世界に存在する特定の犬ではなく(現実の世界にはその指示物は存在せず)、主語(I)の願望の世界に存在すると想定される犬を指示する。ここで注目すべきは、定冠詞付きの名詞句と不定冠詞付き名詞句の間の重要な相違点である。すなわち、前者の場合は、特定の指示物を指示することがその主要な機能であるのに対し、後者の場合は、特定の指示物を指示することより、指示物の属性を表すことをその主要な機能とする(すなわち、不定冠詞の指示機能は定冠詞のそれに比べて弱い)。

では、定形節 [以下では必要のない限り単に「節」という] の場合を考えてみよう。

(3) John broke the glass.

という節は「ジョンがグラスを割った」という出来事を意味するが、この意味は dog という語が持つ「犬」という意味に対応する。節の意味と指示の関係を見るには、(3)が次のように埋め込み節として用いられた場合を考えてみる必要がある。

(4) a. She regrets that John broke the glass.

b. She believes that John broke the glass.

(4a)においては John broke the glass という表現は、the dog が現実の世界に存在する、話者、聴者ともに同定できる特定の犬を指示するのに対応して、現実の世界で生じた、話者、聴者ともに同定できる出来事を指示し、したがって、この文はその出来事が生じた事実を話者が残念に思うという意味である。(4b)においては、John broke the glass という節は「ジョンがグラスを割った」という出来事を表すが、それは現実の世界に生じた出来事ではなく、想念としての出来事である。換言すると、(4b)の John broke the glass は現実の世界の出来事ではなく、主語の信念(belief)の世界の出来事を指示するとも言える。(4b)のこの節の用法は(2b)の a dog の用法に対応する。(3)の John broke the glass. という独立節も「ジョンがグラス割る」という出来事を表すが、この節の用法は、(2a)の a dog の用法に対応しており、この節の発話によって初めて現実世界におけるその存在(発生)が聴者に伝達される。したがって、(3)の話者はそれが表す出来事の現実世界における存在(発生)を承知しているが、聴者は、(4a)の場合と異なり、(3)の発話以前にその出来事の内容の伝達をその主要な機能とする。すなわち、叙実節は、定名詞句が指示的用法の名詞句であるのに平行して、指示的用法の節である。

(5) I met *the doctor* at the party. [指示的用法]

(6) I regret that *I met the doctor at the party*. [指示的用法]

一方、(3)のような主節は特定の用法の不定名詞句に、(4b)のような believe の補文は不特定の用法の不定名詞句に対応することは、次例に見るように、特定の用法は he, she, it のような人称代名詞で、不特定の用法は one, so のような不定代名詞表現で受ける事実からも裏付けられる。

(7) a. I met *a doctor* at the party. *He* happened to be a friend of my father's. [特定の用法]

b. I want to marry *a doctor*, and Betty wants to marry *one*, too. [不特定の用法]

(8) a. *John is a fool*, but his wife does not believe *it*. [特定の用法]

b. I believe that *John is a fool*, and Bill believes *so*, too. [不特定の用法]

以上に見たように、節にも、名詞句の指示的用法、特定の用法、不特定の用法に対応する用

法が存在することが認められる。名詞句と節とで異なる点は、名詞句の場合、(指示物の属性を述べる)意味を表すのが名詞、指示上の特性を表すのが冠詞、というふうに意味と指示を異なった形式が分担して表すのに対し、節の場合は、出来事の意味とその指示上の特性のどちらも節そのものが表し、指示上の特性を表す特別な形式が存在しない、という点である。しかし、節の場合も、その指示機能の如何によって、名詞句の異なった用法に対応する異なった用法を持つと考えられるので、その用法の相違を説明するには、節にも、名詞句の冠詞に匹敵する指示的特性を表す意味要素が含まれていると考える必要がある。

そこで、本稿では、以上に見た名詞句との対応に基づき、節の意味内容を次のように分析する。a/the dogのような名詞句の場合、dogが指示物の属性を表し、冠詞がdogの指示の仕方を表す。節の場合は、名詞句における名詞が表す指示物の属性に対応するものは、節が表す事態(出来事、状態)の内容である。この内容を「命題」(proposition)と呼ぶことにする。節の指示物は現実の世界やその他の世界¹⁾に存在(発生)する事態である。たとえば、(3)はJohn-broke-the-glassという命題を含み、この命題が指示する「ジョンがグラスを割った」という実際の出来事とその指示物である。また、指示機能という点では節も冠詞と同様の機能を持つことを上で見てきた。定冠詞付きの名詞句に相当する指示機能を持った節の例は(4a)、(6)の叙実節である。一方、比較的弱い指示機能の不定冠詞付きの名詞句に相当するものが(3)の独立節と(4b)、(8b)の従節である。これらの文で不定冠詞が表す指示上の意味[以下これを「指示的意味」という]は、現実世界やその他の世界で指示物が存在するということである。節の指示的意味は、これに対応して、命題が表す指示物(事態)が現実世界やその他の世界に存在(発生)すること、換言すると、命題の表す事態が現実世界やその他の世界において真(true)であることである。節の意味内容をこのように「指示的意味+命題」の二つの部分から成るとした上で、定冠詞付き名詞句に相当する機能を持つ節の意味構造を次のi)、不定冠詞付き名詞句に相当する機能を持つ節の意味構造を次のii)のように表すことにする。

(9) i. FACT: p [= the fact that p]

ii. TRUE(p) [= it is true that p] p = proposition

(9 i)は叙実節の内容で、叙実節が現実存在する事態そのものを表すことを示す。(9 ii)は叙実節以外の一般の定形節の意味内容が‘it is true that p’であることを表す。(9 i)の意味を表す叙実節の統語的・意味的特性についてはKiparsky and Kiparsky(1971)に始まり、多くの研究者によって議論されているので、ここでは改めて取り上げない。冒頭で述べたように、ここで問題にするのは、(9 i)より一般的に生じる(9 ii)のほうである。以下では、説明の便宜上、(9 i)FACT: pを「事実命題」、(9 ii)TRUE(p)を「真理命題」、pを「単純命題」と呼ぶことにする。

2. 命題の種類

ここで定形節にかかわる上述の三種類の命題についてもう少し説明を加えよう。上で、節には、名詞句の冠詞に匹敵するような、指示的意味を表す特別な形式がないと述べたが、正確には、節には指示的意味を表す語彙的な形式がないと言うべきである。節の統語構造を変形生成文法の標準的な分析法に従って分析すると、[_{CP} [_{IP} NP INFL VP]]となる。たとえば、(3)の統語構造（の概略）は次のようである。

(10) [_{CP} [_{IP} [_{NP} John] INFL [_{VP} break the glass]]]

この分析からわかることは、節の単純命題(p)の中心的内容はNP-VPの部分が表示ということである。すると、INFLはどのような機能を果たすのであろうか。標準的な変形生成文法の分析では、INFLは時制素性([+Tense])、呼応素性(AGR)、そして英語では随意的に法助動詞を含むとされるが、これに加えて法素性([+Mood])を含むと分析することも可能である²⁾。法素性のうち[+Mood]は命令法、仮定法を表し、[-Mood]は直説法を表すとすると、(3)のような直説法の平叙文については次のようなことが言える。(3)は「ジョンがグラスを割った」という過去の出来事を表すので、この単純命題の内容を表すものはNP-VPとINFLに含まれる[+Tense]である。一方、この文の指示的意味‘TRUE (...)’を表す要素は、もしINFLが時制素性に加えて直説法素性[-Mood]を含むと仮定すると、この法素性であると見なすことができる。では法素性とは何かについてここで説明する必要がある。法(mood)とは「文が表示事柄に対する話者の心的態度」というふうに伝統的には定義されているが、本稿でもこの定義の趣旨に従って、「単純命題の表す事柄に話者その他の人物の心的態度 [以下「命題態度」と呼ぶ]」と定義することにする。

なお、命題態度については、発話行為との関連で次の四つの主要な種類が存在することがこれまで指摘されている [cf. Bach and Harnish 1979, Fraser 1983]。

- a) 信念 (belief) : 命題の表す事柄が真 (事実) であるという信念/判断/知識
- b) 願望 (desire) : 命題が表す行為を聴者に実行してもらいたいという願望, またはそれが聴者によって実行されるべきだという当為判断
- c) 意志 (intention) : 命題が表す行為を話者自らが実行しようという意志
- d) 評価 (evaluation) : 命題が表す過去の事柄に対する話者の心理的評価

直説法素性[-Mood]を含む定形節と命題態度の関係はといえば、この種の節(文)を発する話者の命題態度はa)「信念」である。因みに、[+Mood] (命令法、仮定法)を含む節(文)を発する話者の命題態度はb)「願望」ないしはc)「意志」であり、(4a)や(6)のような事実命題を表す叙実節を含む文の発話者の命題態度は「評価」であると考えられる。

このように考えると、法素性は話者その他の人物の命題態度を反映する素性であることにな

る。直説法素性を含む(3) *John broke the glass.* は真理命題を含み、したがって、この文の発話は「ジョンがグラスを割ったということは本当である」という事実をことばで伝達すると同時に、この出来事についての命題態度（それが事実であるという信念ないしは知識）を言外に伝達する。このことを裏付ける事実として、

(11) **John broke the glass, but I don't believe/think so.*

のように、最初の節で *John broke the glass.* と述べた後で、その節の発話が伝える話者の命題態度を否定する表現をつけ加えると矛盾文が生じる。直説法素性を含む定形節の発話が命題態度を含意するのはその定形節が従節である場合も同じである。

(12) a. *Bill says that John broke the glass.* b. *I hear that John broke the glass.*

(12a)は *John-broke-the-glass* という単純命題が表す出来事が事実であるという Bill の判断／知識、すなわち Bill の命題態度を、(12b)は不特定の人物の同じ内容の判断／知識、すなわちその人物の命題態度を含意する。したがって、(11)の場合と同様に、含意される人物の命題態度を否定する表現を(12a)に後続させると矛盾文を生む。

(13) **Bill says that John broke the glass, but he doesn't believe that John did.*

ただし、従節の定形節の表す命題態度は話者以外の人物のそれであり得るので、それは話者の命題態度と矛盾してもかまわない。したがって、

(14) *Bill says that John broke the glass, but I don't believe that John did.*

は矛盾文ではない。

以上に述べたように、真理命題は「信念」という命題態度を反映するものであり、話者その他の人物の信念／判断／知識の内容を成すものである。これに対し、単純命題は現実世界その他の可能世界に存在する（した）出来事や状態そのものを表すもので、命題態度に直接かかわるもの（その対象となるもの）ではない。命題態度を反映する意味を含まないという点では事実命題も同様で、

(15) *Bill regrets that John broke the glass.*

における叙実節の事実命題は Bill の「評価」という命題態度を反映する特別な意味は含まず、単に話者が事実と認める出来事そのものを表すだけであるので、その点では単純命題に類似している。このように真理命題、単純命題、事実命題それぞれが特有の意味機能を持つにもかかわらず、それらの形式にはなんらの相違はない。例えば、これまでに掲げた例に見るように、*John broke the glass* という節は文法構造や構成する語彙は全く同一でありながら、文脈によってこれら三種類の命題のいずれとも解釈できるのである。以下では、形式上単純命題と区別のない真理命題を表す節が、「単純命題+指示の意味（すなわち、ある人物の命題態度を反映する意味）」という内容を含むと分析することによって、非叙実的定形節に関してこれまで十分には説明されていなかった重要な現象が適切に説明できることを論じる。

3. 是認と否認—指示的意味の否定と強調

前節で述べたように、英語において節の指示的意味を表すものが INFL に含まれる要素であるとする、真理命題を表す節の指示的意味、すなわち、その単純命題〔厳密には単純命題であるが、以下では必要のない限り、便宜上、略して「命題」という〕の真実性(truth)が問題にされる文脈においては、INFL が強調(肯定)または否定されることが予測される。事實は以下に見るようにその通りである。ところで、節の指示的意味(命題の真実性)が問題にされる文脈とは、是認(confirmation)、否認(denial)といった、Lyons (1977, Ch. 16)の言う「文脈依存的」(context-bound)陳述を行なわれる文脈である。また、文脈依存的陳述とは、先行文脈で言及されている命題、ないしは文脈からその存在(発生)が予期される事態を表す命題、の真実性を肯定/否定する陳述を言う。是認や否認を行なう節の次の例において、強調(肯定)/否定されている意味は指示的意味(命題の真実性)であり、強調/否定の対象となる形式が INFL と結合して定形動詞となった助動詞であることに注目されたい。

(16) A: John is a liar.

B: No, he isn't. [=that's not true.]

A: Yes, he is. [=that's true.]

(17) A: Why didn't you tell me?

B: I did tell you. [=I surely told you.]

(18) I don't have much contact with my family, I do see my mother occasionally, though.

—— Swan 1980 [先行の節の意味から予測される 'I seldom see my mother.' という事態の逆が真であることを INFL の具現形の do が強調する]

先行文脈で言及されている命題を肯定/否定することによってその命題の真実性を云々するということでは、付加疑問も節の指示的意味にかかわる表現である。

(19) a. John is a liar, isn't he?

b. John broke the glass, didn't he?

c. You didn't tell me, did you?

付加疑問は先行文脈(この場合は主節)で述べられた命題の逆の内容の命題を疑問文の形で反復し、「そうではないですか」('isn't that true?')と主節の命題の真実性を問うものである。この場合も、INFL を具現化した助動詞が主語と共に反復され、専ら節の指示的意味を表すのに用いられている。なお、英語のように特殊な機能を持つ助動詞を持たない言語では、付加疑問には、次に見るように、助動詞を反復するのではなく、「isn't that true?」の意を表す表現を用いる。

(20) a. Sie kommen morgen, nicht wahr? 'You come tomorrow, isn't that true?' [ドイツ語]

b. Hij kan et doen, niet waar? 'He can do it, isn't that true?' [オランダ語]

c. Vous etes fauche, n'est-ce pas? 'You are broke, isn't that true?' [フランス語]

このように、是認、否認、付加疑問のような文脈依存的表現においては節の指示的意味、すなわち、命題の真実性が強調（肯定）／否定されていることは明らかである。

4. 否定文の曖昧性の説明

Lyons(1977, Ch. 16)が指摘するように、否定文は否認と命題否定の二通りの解釈がある。たとえば、次の(21)の否定文には(22a)と(22b)の二通りの解釈がある。

(21) John is not guilty.

(22) a. It is not true that John is guilty. [否認]

b. It is true that John is not guilty. [命題否定]

(21)が否認の解釈を受けるのは、上述のように、この文が次のような文脈で文脈依存的な陳述を行なう場合である。

(23) A: Everyone says that John is guilty.

B: No. John is not guilty. [=That's not true.]

一方、(21)の命題否定の解釈が生じるのは、たとえば陪審員の代表が陪審員の評決として(21)を発した場合が考えられる。この場合は先行文脈で言及されている命題の否定ではなく、否定命題の主張となるからである。このように、否定文に二通りの解釈が存在することは、節の意味構造を「指示的意味+命題」('TRUE(p)')と分析することによって初めて適切に説明できる。否定辞が指示的意味(TRUE)を否定する場合は否認、命題(p)を否定する場合は命題否定となると説明できるからである。

5. 節の指示的意味の修飾語

節の意味に命題態度の反映である指示的意味（命題の真実性）が含まれることを示す重要な証拠と思われるもののもう一つは、この意味の修飾語の存在である。この場合、「修飾語」とは、「指示的意味にかかわる語」というぐらいの少し広い意味で用いている。認識的法性を表す法副詞は典型的な節の指示的意味（命題の真実性）の修飾語である³⁾。

(24) Possibly/Probably/Certainly John is guilty.

このような文の法副詞はこの文の意味構造 'TRUE(John is guilty)' の指示的意味(TRUE)の部分修飾するものであることは、次に示す(25)のパラフレーズから明らかである。

(25) It is possibly/probably/certainly true that John is guilty.

認識的用法の法助動詞も節の指示的意味にかかわる表現である。次の認識的法助動詞を含む

文とそのパラフレーズを比較されたい。

(26) John may/must be guilty. [=It is possibly/necessarily true that John is guilty.]
命題が真である可能性／必然性を表す may/must は、上のパラフレーズから明らかなように、法副詞とほぼ同じ機能を持ち、節の指示的意味(TRUE)の修飾語と言える。

また、「指示的意味＋命題」('TRUE(p)')という真理命題を内容とする節を従え、主節の指示的意味を修飾する従属接続詞の存在を指摘しておきたい。英語の因果接続詞(because, if, since, etc.)や反意接続詞(although, though, while, etc.)は真理命題(TRUE(p))を内容とする節を従え、主節の'TRUE(p)'のTRUEの部分修飾する用法を持つ。

- (27) a. John loves her, because he has come back.
b. If he's here, he's in the garden.— Palmer 1974
c. Although he came and saved me, he hadn't heard me calling for help.
— Sweetser 1990

これらの文の接続詞 because, if, although は「命題 q が真であるがゆえに／あれば／あるけれども、命題 p が真である」の意を表し、主節の命題の真実性を修飾する。このことは、(27)の各文が次のように it is true that' を補ってパラフレーズできることからわかる。

- (28) a. It is true that John loves her, because it is true that he has come back.
b. If it is true that he is here, it is true that he is in the garden.
c. Although it is true that he came and saved me, it is true that he hadn't heard me calling for help.

また、(27)の because, if, although が、上述のように、'TRUE(p) because/if/although TRUE(q)'でなく、'p because/if/although q'と、命題 q と p のみを繋ぐものであるとすると、(27)の各文は奇妙な意味の文となる。たとえば、(27a)は「ジョンは帰ってきたがゆえに彼女を愛する」、(27b)は「もし彼がここにおれば、(それが原因で)彼は庭にいる」という奇妙な解釈を受けることになる。因果接続詞が命題 q と p を繋ぐ場合、文の解釈は「q が原因で p という事態が生じる」となるからである。このように、(27)の文が適切な解釈を受けるには、接続詞が'TRUE(q)'を従え、主節の'TRUE(p)'の TRUE を修飾すると見なさざるを得ない。

6. If 節中の未来の Will 出沒の説明

前節で真理命題を内容とする節を従える従属接続詞 [以下、便宜上、「真理接続詞」と呼ぶ]の存在を指摘し、if もこの真理接続詞の用法を持つことを述べたが、従来から「if 節中の未来の will の出沒」と言われて問題にされてきた現象も真理接続詞という概念を用いると適切に説明できることをこの節で示す。条件文には次のように if 節中に未来の will を含むことが許されるものと、それが許されないものがある。

- (29) a. *If it will rain tomorrow, the match will be canceled.
 b. *If I will eat too much, I will get fat.
 c. I will come if it will be of any use to you. — Close 1980
 d. If he'll be left destitute, I'll change my will. — *ibid.*
 e. If Claude will be here tomorrow, there's no need to call him now. — *ibid.*

(29a, b)の未来の will を含むことが許されない if 節は、次の時の副詞節同様、単純命題を従える節と考えられる。

- (30) We will leave when/after/before John comes home.

when/after/before に導かれた節の内容は出来事のみを表す単純命題であると考えられるので、(30)の当の節には it is true that を補うことも、will を含めることも許されない。

- (31) a. *We will leave when/after/before it is true that John comes home.
 b. *We will leave when/after/before John will come home.

(29a, b)は「明日雨が降れば、試合が中止になる」、「食べ過ぎると、太る」というふうに、条件節と帰結節の出来事の間物理的な因果関係があることを表すものである。従って、ここでの条件節は出来事のみを表す単純命題であると考えられる。他方、(29c-e)の条件節は

- (29)' c. I will come if it is true that it will be of any use to you.
 d. If it is true that he'll be left destitute, I'll change my will.
 e. If it is true that Claude will be here tomorrow, there's no need to call him now.

のように、it is true that を補ってパラフレーズができる。これらの条件節の意味は「ある出来事(状態)が未来に生じることが今真である(すなわち、今予測できる)ならば」という意味で、現在の状況を条件とするものである。したがって、これらの条件節の内容は真理命題であると考えられる。(これに対し、(29a, b)の条件節は未来に生じる状況を条件とするものである。)このように、未来の will を許す if 節の if は真理命題を導く真理接続詞であると考えることができれば、「if 節中の未来 will の出沒」の現象は特別な現象ではなく、(27)に示した because, although など他の従属接続詞の場合と同様、if が真理接続詞として用いられた場合に生じる現象であると、一般的な現象として説明できる。

7. 結語

以上、本稿では定形節は、名詞句と同様、指示機能を持ち、その意味内容は名詞句のそれに対応する「指示的意味+単純命題」の二つの部分から成ると分析すべきことを論じた。この分析を主張する論拠として、定形節の指示的意味を強調、否定、修飾する表現が存在することを指摘した。本稿で論じた節の指示的意味という観点からすると、従来まったく無関係と考えられていたように思われる、是認、否認、付加疑問、認識的法表現、接続詞といった言語表現が、

節の指示機能という本質的な点で互いに深くかかわりを持つものであることになる。本稿の分析が正しいとすると、英語でこれらの言語表現にかかわる助動詞や接続詞の機能をこの分析に従って再検討することが筆者の今後の課題となると思われる。

注

- 1) 内包論理学(intensional logic)における「可能世界」(possible world)の考え方を背景とする。可能世界の意味論(possible world semantics)においては、現実世界以外に様々な「世界」が想定され、項や述語の指示物、すなわち、外延は現実世界を含めた可能世界のいずれか、ないしは複数個の可能世界にまたがって存在すると考えられる。このような考え方に従うと、たとえば、(4b)の従節のJohn-broke-the-glassという命題の指示物は、上述のように、主節の主語の信念の世界に存在することができる。
- 2) Steele (1978)やSteele et al. (1981)はAUX (= INFL)は普遍的な範疇であり、それには時制(tense)と法性(modality)が必須の要素として含まれると主張している。
- 3) 厳密に言う、法副詞は節の指示的意味(命題の真実性)の修飾語であると同時に、話者の命題の真実性についての主観的判断をも表す。認識的用法の法助動詞の場合も同様である。法副詞や認識的助動詞のこのような話者指向的な機能は本稿で示した節の意味構造では説明できず、この説明には話者の命題に対する心的態度を含めた節の発話全体の意味の分析が必要である。認識的表現のこのような機能については、筆者は中野(1990, 1993)において「発話の意味構造」というものを設定して説明を試みている。

REFERENCES

- Bach, K. and R.M. Harnish (1979) *Linguistic Communication and Speech Acts*, The MIT Press, Cambridge, Mass.
- Close, R.A. (1980) "Will in If-Clauses," in S.Greensbaum et al. eds., (1980) *Studies in English Linguistics for Randolph Quirk*, Longman, London.
- Fraser, B. (1983) "The Domain of Pragmatics," in J. Richards & W. Schmidt eds., (1983) *Language and Communication*, Longman, London & New York.
- kiparsky, P. and C. Kiparsky (1971) "Facts," in D. D. Steinberg and L. A. Jakobovits, eds., *Semantics*, Cambridge Univ. Press, Cambridge.
- Lyons, J. (1977) *Semantics*, Cambridge Univ. Press, Cambridge.
- 中野弘三(1990)「認識的法性の由来—発話の意味構造に基づく分析」『ことばと文学と文化と—安藤貞雄博士退官記念論文集』英潮社新社, 東京。
- (1993)『英語法助動詞の意味論』英潮社, 東京。
- Palmer, F. R. (1974) *The English Verb*, Longman, London.
- Steele, S. (1978) "The Category AUX as a Language Universal," in J.H. Greenberg, ed., *Universals of Human Language* Vol. 3, Stanford Univ. Press, California.
- Steele, S., A. Akmajian, R. Demers, E. Jelinek, C. Kitagawa, R. Oehrle, and T. Wasow (1981) *An Encyclopedia of AUX*, The MIT Press, Cambridge, Mass.
- Swan, M. (1980) *Practical English Usage*, Oxford Univ. Press, Oxford.
- Sweetser, E. (1990) *From Etymology to Pragmatics*, Cambridge Univ. Press, Cambridge.